



子ども基本法で 虐待・いじめ対策は

吉川 三津子議員

子どもへの人権教育に取り組む
教育部長



▲子どもがもつ4つの権利

その後の使用料も、西八幡団地は月当たり6250円、他の団地は3千円と3300円で、約2倍の使用料を市は徴収してきた。結果、基金残高の半分以上が西八幡団地からの余剰金だ。
コミプラは、令和12年に公共下水道に接続する予定だが、基金残高等の不公平をどのように解決するのか。

問 虐待・いじめ・若者の自殺・不登校・ヤングケアラーなどが増え、来年4月に子ども基本法が施行される。「子どもがもつ4つの権利」(左図)のもと、子ども本人から事情などを聞くことが必須となる。
子ども自らが「いじめられている」「家が経済的に苦しい」ことを話し、助けを求めて良いことを子どもも自身が知っていないと、虐待・いじめなどを防ぐ

ことはできない。子どもへの人権教育は、また、教職員への研修は。
答 法・条約の趣旨に沿った人権教育に取り組む。一人ひとりを大切にしながら教育が求められており、教員の「子どもの権利」に関する認知度と理解度を向上させ、子どもの権利教育につなげていく。支援者が情報共有をし、事例検討を行い、スキルアップを図る。

高齢者配慮の
公平な
下水道料金に

問 佐織3地区のコミュニティプラントの個々の管理余剰金を、平成17年に条例を作り、市で管理することにした。
当時、西八幡団地は944万円、他の2つの団地は290万円と218万円。ほぼ同じ規模でありながら、1人当たり4倍以上の余剰金を市に納めた。

答 公平性の観点から、検討と調整が必要だ。課題解決に向けて具体的な方針を各団地と意見交換する。
問 高齢者世帯の下水道料金格差もある。農業集落排水の1カ月使用料は、佐屋1320円、立田1650円、八開4083円。八開地区より西八幡と諸桑団地は高い金額だ。市の見解は。
答 各団地の高齢化が進んでいる。世帯割りから水量制への変更も重大な課題と考えている。公平性に努める。